

## 契約条項 P-7246\_210118

乙は、甲が使用する DocuWorks を活用した文書共有および文書処理環境の構築および導入に関する以下のサービスを行います。

1. 「DocuWorks おまかせバック II (活用環境設定サービス)」(以下、本サービスという)のサービス内容は次のとおりとします。
  - (1) 機器およびソフトウェア構成ならびに環境設定条件の協議決定。
  - (2) 甲と決定したシステム構成による文書共有および文書処理環境の設定。ただし、機器の構成は、クライアント PC1 台とする。
  - (3) 環境設定後の利用者向け操作説明。操作説明は 30 分以内とする。
2. 前項に定める対象クライアント PC 設定の台数を追加する場合、追加する台数は、注文書に記載のとおりとします。
3. 第 1 項に定める対象クライアント PC に対して DocuWorks のお仕事バー設定を追加する場合、追加するセット数は、注文書に記載のとおりとします。ただし、お仕事バー設定は、乙所定の設定項目シートにもとづいて実施するものとします。
4. 本サービスにもとづく文書共有および文書処理環境の設定図書(以下、成果物という)の作成を契約する場合、乙は前 3 項の作業完了後すみやかに成果物を甲に納入するものとします。
5. 前 4 項の作業が完了したとき、甲はすみやかに内容を確認し、受領証等を乙に交付するものとします。
6. 受領証等の交付により、本サービスは完了するものとします。
7. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本サービスの料金(以下、本サービス料金という)を乙に支払うものとします。
8. 成果物に誤植、落丁、棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、成果物の納入から 3 ヶ月間は無償でその不具合を修補もしくは代替品を納入します。
9. 甲および乙は、相手方から秘密情報である旨指定されて開示された情報(以下、秘密情報という)を自己における秘密情報と同等以上に管理、使用するものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。
  - (1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
  - (2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
  - (3) 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報
10. 前項の守秘義務は、本サービス完了後 3 年間で有効に存続するものとします。
11. 甲および乙は、相手方が管理する顧客、従業員等の個人情報(個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項の個人情報の定義に該当する情報をいう。以下同じ。)であって、本契約に関連して知り得た情報(成果物に記載する個人情報を含み、以下、個人情報という。)および成果物に記載する甲の情報を第 9 項に定める秘密情報の一部としてこれを取り扱うものとします。
12. 甲および乙は、個人情報の全部または一部が、第 9 項但書の各号の一に該当するものであっても、第 9 項但書の定めは適用せず、これをそれぞれ秘密として取り扱うものとします。
13. 第 10 項の存続期間にかかわらず、本契約完了後も個人情報および成果物に記載する甲の情報には第 9 項の規定が有効に適用されるものとします。
14. 本契約の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した本サービス料金を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
15. 第 8 項乃至第 15 項は、本契約完了後も有効に存続するものとします。
16. 乙が、乙の責によらず第 1 項乃至第 4 項のサービスに着手または完了できなかった場合においても、甲は本サービス料金を支払うものとします。

以上